

西尾市カーボンニュートラル

推進事業者支援補助金

申請の手引き Ver. 1 R4.5.31

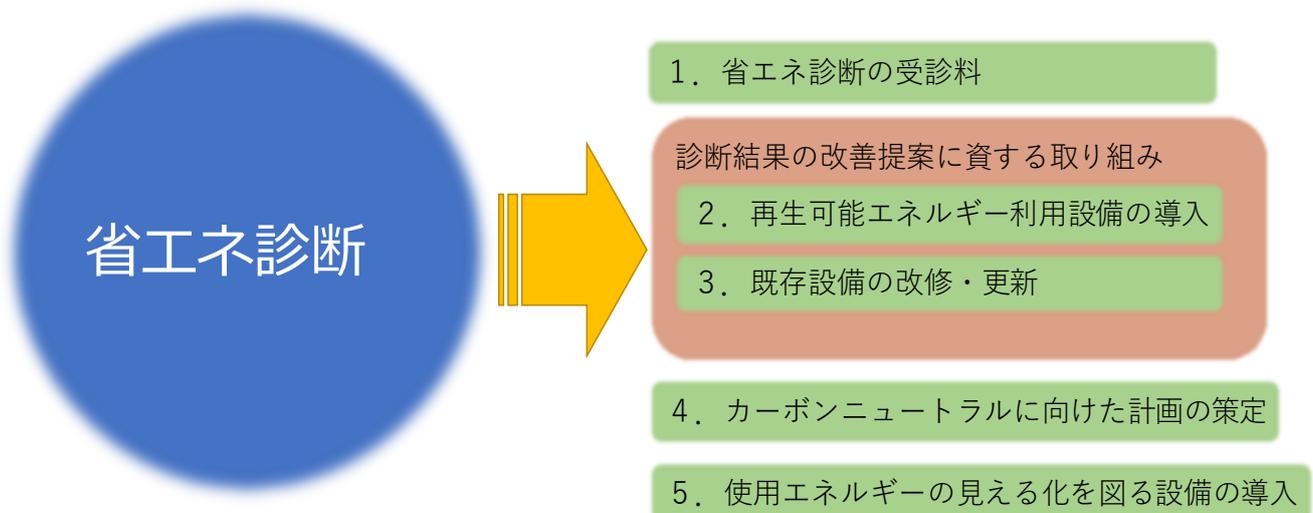
市内事業者のカーボンニュートラルを推進するため、「省エネ診断の改善提案に基づく設備の導入（改修）」や、「工場設備のエネルギー使用量をモニタリングする機器等の導入」等に必要な経費の一部を補助します。

【申請期間】 令和4年7月1日～令和4年10月31日

【実績報告】 令和5年2月28日まで

目次

1. 概要	3
2. 補助対象者	3
3. 補助対象経費	4
【対象外となる主な経費】	5
4. 補助金額	7
5. 申請から交付までの流れ	8
1. 省エネ診断	8
2. 交付申請	9
3. 審査・交付決定通知	10
4. 事業実施・5. 実績報告書提出	11
6. 審査・現地確認・額確定通知・7. 補助金交付	11
6. 記載例	12
交付申請書（様式第1号）	12
事業計画書（別紙1）	13



1. 概要

市内の中小企業者等がカーボンニュートラルを目的として行う、エネルギーの見える化の実施及びそれに基づく温室効果ガス排出量削減に資する設備の導入等に対し、西尾市カーボンニュートラル推進事業者支援補助金を予算の範囲内で交付することにより、事業者のカーボンニュートラルの推進を支援することを目的とします。

2. 補助対象者

【前提条件】

- ① 西尾市内の工場や事務所など家屋（事業用家屋）で事業を行っている中小企業等
- ② 省エネルギー診断を受診していること。 **※詳細は8ページ参照**

※同一の事業実施場所において、複数の事業者から同一補助事業の交付申請があった場合、後から申請されたものを対象外とします。

- ① 中小企業等とは下記の(1)または(2)のいずれかに該当する必要があります。

(1) 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる会社及び個人

業種分類	要件
製造業，建設業，運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
サービス業（ソフトウェア業，情報処理サービス業及び旅館業を除く。）	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く。）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人
ソフトウェア業，情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人
その他業種	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

(2) 下表の要件に該当する法人

法人	要件
医療法人、社会福祉法人、学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
商工会議所、商工会	常時使用する従業員の数が100人以下の者
一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、公益社団法人中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第4号に規定する中小企業団体小企業団体、特別の法律によって設立された組合又はその連合会	その主たる業種について別表第1の左欄に掲げる業種分類の区分に応じ、同表の右欄に定める常時使用する従業員の数以下の者

次のいずれかに該当する場合は**対象外**となります。

- (1) 補助金の交付決定前までに破産手続き、再生手続き、更生手続き又は特別清算等の開始の申し立てをした事業者等
- (2) 公序良俗に反する事業又はサービスを提供する事業者等
- (3) 事業を営むにあたり、必要な許認可等を取得していない事業者等
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する事業者等
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業を営む事業者等
- (6) 西尾市税の滞納がある事業者等

3. 補助対象経費

【前提条件】

次の①～⑤を全て満たす必要があります。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 省エネ診断結果受け取り後かつ令和4年4月1日以後に発注した経費
- ③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費
- ④ 省エネ診断をされた西尾市内の事業用家屋での取り組みであること
- ⑤ 補助対象経費の合計額が30万円以上であること(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

【対象外となる主な経費】

1. 本事業に直接必要と認められないもの
2. 自宅兼事業用家屋で省エネ診断を受けた場合、居住スペースでの取り組み
3. 経費算出の根拠となる資料や成果物の提出ができないもの
4. レンタル・リース料・家賃・光熱水費・使用料・事務手数料など
5. 自社内部の取引によるもの
6. 自動車等車両購入費（軽車両含む）
7. 人件費
8. 公租公課
9. 不動産の取得費
10. 撤去・処分のみ費用
11. セミナー・研修参加費、旅費、交通費、食糧費
12. 6～8ページの各補助事業に定める、【対象外となるもの】
13. その他汎用性の高いもの

補助対象事業

① 事業用家屋に対する省エネ診断の受診

【前提条件】

エネルギー管理士などが現地に赴いて、既存設備の稼働状況等を調査、測定した診断結果及び省エネ化を図るための提案がなされていること

【対象となる経費例】

- ・エネルギー管理士などの専門家が実施する省エネ診断の受診料

【対象外となるもの】

- ・自社の役員や社員が行う省エネルギー診断
- ・無料診断ツール等で診断されたもの
- ・令和4年3月31日以前に受診または支払いをした診断費用

② 既存設備の改修・更新

【前提条件】

省エネルギー診断(8ページ参照)の改善提案に沿った取り組みであること。

【対象となる経費例】

- ・老朽化している空調機を最新の高効率空調機に更新し、消費電力削減を図る
- ・空調機内部の熱交換器を洗浄し、消費電力削減を図る
- ・老朽化しているエアコンプレッサをインバータ型に更新し、消費電力削減を図る
- ・水銀灯をLED灯に更新し、消費電力削減を図る
- ・ボイラの蒸気配管の修理を行うことで、バルブからの蒸気漏れを削減し、燃料消費量の削減を図る。
- ・消灯可能なところに紐付きスイッチを取付けて消灯を徹底し、消費電力削減を図る
- ・契約電力の増加抑制と低減を目的にデマンド監視装置を導入する

【対象外となるもの】

- ・省エネ診断書の改善提案にない取り組み
- ・車両等に関する経費
- ・リース契約で導入したもの

③ 再生可能エネルギー利用設備の導入

【前提条件】

②と同じ

【対象となる経費例】

- ・自家消費を目的に事務所に太陽光発電を設置

【対象外となるもの】

- ・売電目的として導入された再生可能エネルギー利用設備
- ・省エネ診断が実施された敷地以外での設備導入

④ カーボンニュートラルに向けた計画の策定

【前提条件】

事前に省エネ診断（8ページ参照）を実施していること

【対象となる経費例】

・カーボンニュートラルに向けた計画策定をコンサル等に委託する委託料

【対象外となるもの】

・人件費、セミナー等にかかる諸費用

⑤ 使用エネルギーの見える化を図る設備の導入

【前提条件】

④と同じ

【対象となる経費例】

・工場設備のエネルギー使用量をモニタリングする機器等の設備導入費

【対象外となるもの】

・リース代、通信費、使用料、エネルギーの見える化に直接関係ないもの

4. 補助金額

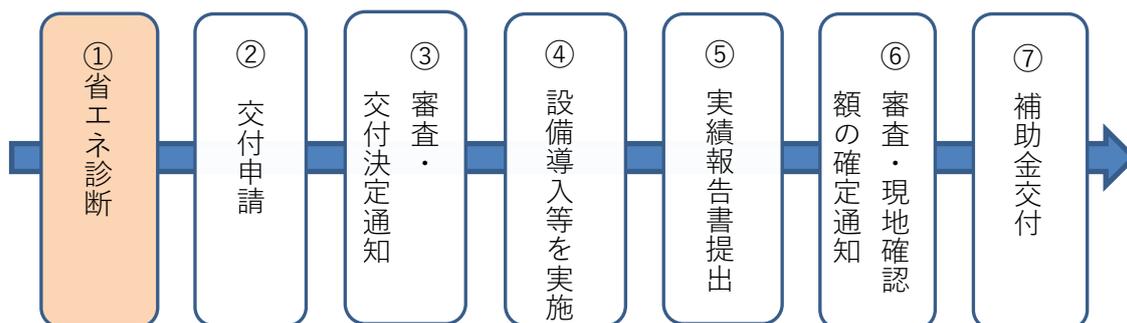
補助率 補助対象経費の3分の1 上限額 120万円

※1事業者1回までの申請

5. 申請から交付までの流れ

事前に専門家が行う省エネ診断を行っていることが要件です。省エネ診断以前の取り組みは対象外です。

1. 省エネ診断



省エネ診断とは

エネルギー管理士などが現地に赴いて、既存設備の稼働状況等を調査、測定し、省エネ化を図るための提案をします。

省エネ診断は、国の省エネ診断事業を受託している（一財）省エネルギーセンター（電話 03-5439-9732）や、省エネ診断ができる民間事業者などで受診してください。

省エネ診断結果の必須項目

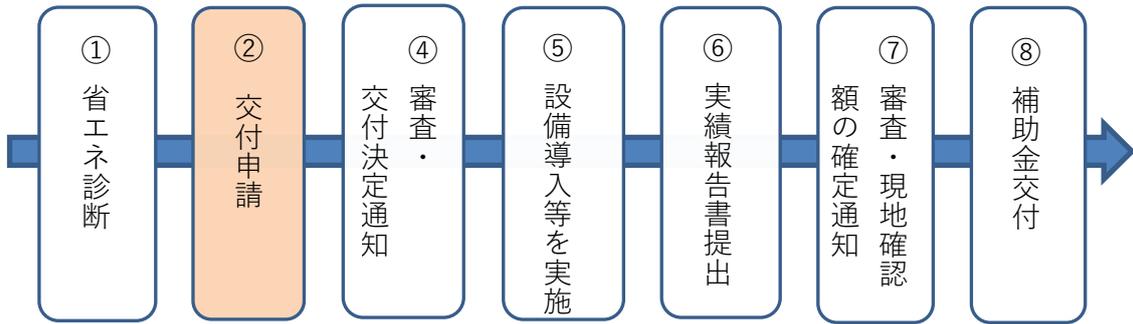
1. 受診する事業者名及び診断対象者の事業用家屋の名称（家屋所在地でも可）
2. 省エネルギー診断を行った日付（診断日）
3. 省エネルギー診断を行った省エネ専門家の氏名及び保有資格の名称
4. 診断対象の事業用家屋のエネルギー使用状況の分析
5. 問題点の対策や改善について提案
6. 対策や改善により想定される詳細な効果（CO₂削減量など）

※次の診断は対象外です。

・Web上で電気などの使用料を入力するだけで診断するもの（セルフ診断、無料診断など）

・自社の役員や社員が行う省エネルギー診断

2. 交付申請



提出方法について

●窓口の場合

・窓口で申請書の提出の際に、書類のチェックや確認を希望される場合は、事前に電話連絡をお願いします。書類の提出のみの場合は電話不要です。

●郵送の場合

〒445-8501 西尾市役所 商工振興課

「カーボンニュートラル推進事業者支援補助金担当」あて

・申請書類や資料に不備があった場合は、書類の補正や資料の追加が必要です。不備が整った時点で受付し、審査を開始します。

相当期間を経過しても不備が解消しない場合は、お預かりしている申請書類一式をご返却します。

提出書類について

交付申請時に必要な書類は以下のとおりです。

様式第1号と別紙1については記載例を参考にしてください。

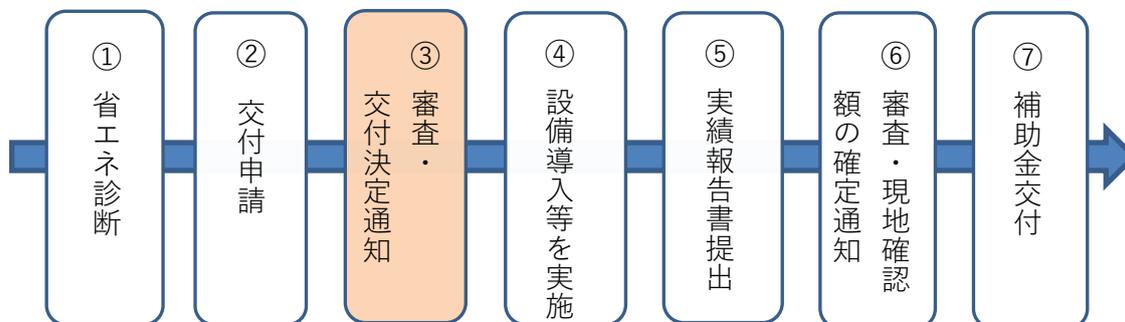
1. 西尾市カーボンニュートラル推進事業者支援補助金交付申請書（様式第1号）
2. 事業計画書（別紙1）
3. 誓約書兼同意書
4. 省エネ診断書の写し
5. 本人確認書類

個人：運転免許証等の写し

法人：履歴事項全部証明書の写し

6. 現に市内で営業活動を行っていることが確認できる資料
 個人：開業届の写し、直近の確定申告の写し、営業許可証のうちいずれか1点
 法人：履歴事項全部証明書の写しに記載されている住所と取り組み実施場所が
 同一であれば省略可
 ※上記の書類で取り組み実施場所が証明できない場合は、上記の書類に加えて、
 実施場所の確認ができる資料を提出してください。（ホームページの画面コピー、
 会社のパンフレット等）
7. 補助事業の実施内容が分かる資料
 導入予定の設備等の製品名や画像、機能等が確認できる資料を添付してくださ
 い。（カタログ等）
 ※実施内容が省エネ診断の受診のみ又は計画の策定の場合は不要。
8. 見積書等金額がわかる資料
 単価50万円（税抜）を超える設備導入は相見積もりの資料も添付してくださ
 い。

3. 審査・交付決定通知



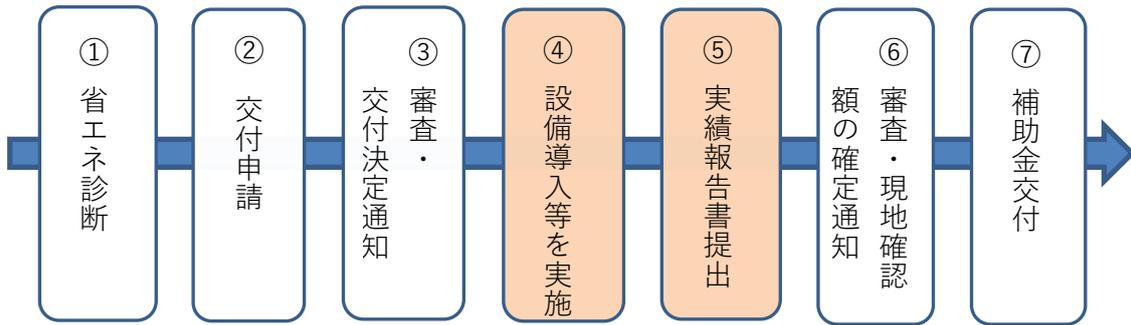
審査・交付決定通知について

提出された書類を審査後、交付（不交付）決定通知書を交付します。

書類に不備があった場合は審査に時間がかかり、交付決定が遅れる場合があります。

交付決定された補助金額について、事業実施の際に購入予定の商品がやむを得ず変更になった場合でも、補助金額の増額は一切認められません。また、減額となった場合は、「変更等承認申請書（様式第3号）」の提出が必要となります。

4. 事業の実施 ・ 5. 実績報告書提出



事業の実施・実績報告書提出について

補助事業の実施及び対象経費の支払いを全て終わったら、実績報告書兼請求書を提出してください。提出期限は令和5年2月28日です。交付決定を受けていても、期限までに提出がない場合、補助金の交付が受けられませんのでご注意ください。提出方法は、商工振興課窓口または郵送で提出してください。

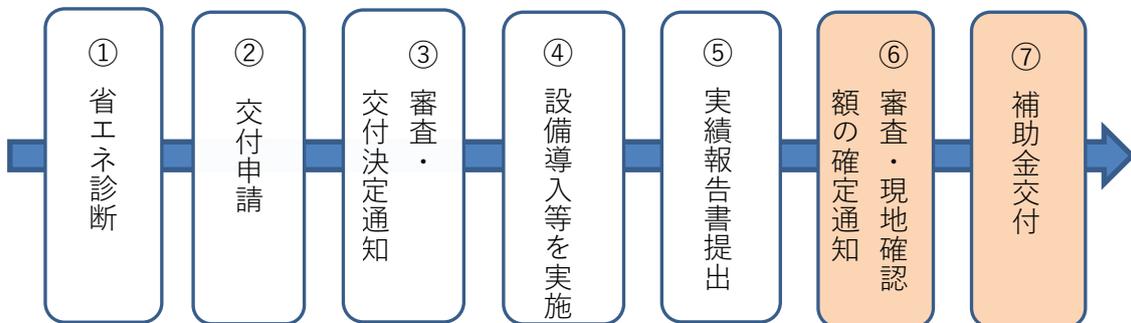
交付決定後に下記の変更があった場合は変更等承認申請書の提出が必要です。

- (1) 実績報告額が交付金額より減額があるとき
- (2) 交付決定された対象事業を中止するとき
- (3) 本店所在地、代表者等の企業情報の変更があるとき

※補助金額の増額や、対象事業の変更は受付できません。

実績報告書の様式や提出書類等の詳細については後日公開します。

6. 審査・現地確認・額の確定通知 ・ 7. 補助金交付



審査・額の確定通知・補助金交付について

提出された実績報告書を審査、現場確認完了後、額の確定通知書を交付します。額確定通知後、額の確定通知の発送から1か月以内に指定の口座に振込します。

6. 記載例

交付申請書（様式第1号）

様式第1号（第7条関係）

西尾市カーボンニュートラル推進事業者支援補助金交付申請書

令和 4年 7月 1日

（宛先） 西尾市長

<p>法人は本店所在地 個人は自宅住所を記載 すること</p>	<p>（申請者） 郵便番号 〒445-8501 本店所在地 西尾市寄住町下田22番地 <small>（個人の場合は自宅住所）</small> 法人名 株式会社 にしお <small>（個人の場合は屋号）</small> 代表者役職・氏名 代表取締役社長 西尾 太郎</p>	<p>代表者印は不要</p>
---	---	----------------

西尾市カーボンニュートラル推進事業者支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

業種 （該当するものに☑）	<input type="checkbox"/> 建設業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 卸売・小売業 <input type="checkbox"/> 飲食・宿泊業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉業 <input type="checkbox"/> 理容・美容業 <input type="checkbox"/> その他の業種（ ）
実施場所	<small>（本店所在地と異なる場合に記載する。複数ある場合はすべて記入する。）</small> 西尾市にしお町下田22番地
事業内容 （該当するものに☑）	<input checked="" type="checkbox"/> ①事業用家屋に対する省エネ診断の受診 <input checked="" type="checkbox"/> ②既存設備の改修・更新 <input type="checkbox"/> ③再生可能エネルギー利用設備の導入 <input checked="" type="checkbox"/> ④カーボンニュートラルに向け <input type="checkbox"/> ⑤使用エネルギーの見える化
補助対象経費（A） （消費税抜き）	3,500,000 円（下限30万円） <small>（別紙1）事業計画書の “合計（補助対象経費A）”と一致すること</small>
交付申請額 A×1/3 （千円未満切捨て）	1,166,000 円（上限120万円）

担当者連絡先

担当者名	西尾 花子	電話番号	0563 - 56 - 2111
メールアドレス	nishio @ city.nishio.lg.jp		

